

改正

平成30年 9 月25日30千政災危発第224号

令和 2 年 3 月 9 日31千政災危発第455号

令和 3 年 6 月30日 3 千政災危発第104号

令和 4 年 4 月 1 日 4 千政災危発第92号

令和 4 年 6 月 1 日 4 千政災危発第373号

令和 7 年 5 月 1 日 7 千政災危発第88号

千代田区防災士資格取得費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災リーダーとしての役割を担う防災士の資格取得費用を予算の範囲内で助成することにより、地域防災の担い手を育成し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。
- (2) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証され、防災士台帳への登録が行われた者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千代田区（以下「区」という。）内に住所を有する者であって、避難所運営協議会委員長の推薦を受けたもの
- (2) 区内に住所を有する者であって、町会、マンション管理組合等の自主防災組織に所属し、地域の防災活動に携わっているもの
- (3) 区内の帰宅困難者対策地域協力を構成する事業者等に属する者であり、当該帰宅困難者対策地域協力会会長の推薦を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による助成金を受けたことがある者は、助成の対象外とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座（以下「講座」という。）の受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士機構の防災士認証登録料
- (4) 防災士機構が定める特例該当者の資格取得費用

2 助成金の額は、別表により算出した額とする。ただし、当該額に千円未満の端数がある場合（前条第1項第1号に掲げる者に該当する場合を除く。）は、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に防災士資格取得費用助成金に関する同意書（第1号の2様式）を添えて区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは防災士資格取得費用助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは防災士資格取得費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の交付の可否を当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、防災士機構に防災士認証登録をされたときは、速やかに防災士資格取得費用助成金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる経費に係る領収書
- (2) 防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写し

（助成金の額の確定及び交付）

第8条 区長は、前条の実績報告書の提出があった場合はこれを審査し、その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、防災士資格取得費用助成金額確定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知する。

2 区長は、助成金の額の確定後、交付決定者からの防災士資格取得費用助成金交付請求書（第6号様式）に基づき、助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の日から起算して6か月以内に防災士認証登録を受けることができないとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかに防災士資格取得費用助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知する。

（助成金の交付を受けた者の責務）

第10条 助成金の交付を受けた者は、別表に定める責務を有するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月25日30千政災危発第224号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日31千政災危発第455号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日3千政災危発第104号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4千政危発第92号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日4千政災危発第373号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和7年5月1日7千政災危発第88号）

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

区分	助成金の額	責務
----	-------	----

第3条第1項第1号に掲げる者	助成対象経費の実支出額	避難所運営協議会及び避難所 防災訓練に参加し、災害時の 避難所運営に協力すること。 ただし、当該助成金を受けた 者の参加が困難であると区長 が認める日又は時間に開催さ れる当該協議会及び訓練につ いては、この限りでない。
第3条第1項第2号に掲げる者	45,000円と助成対象経費の実 支出額に4分の3を乗じて得 た額とを比較していずれか少 ない額	区が行う防災訓練、防災に関 するイベント等に年2回以上 参加又は協力すること。
第3条第1項第3号に掲げる者	20,000円と助成対象経費の実 支出額に3分の1を乗じて得 た額とを比較していずれか少 ない額	区が行う防災訓練、防災に関 するイベント等に年2回以上 参加又は協力すること。

様式（略）